

「高校生∞（無限大）チャレンジ  
（アントレプレナーズチャレンジ及びキャリアデザインコミュニティ）」  
運營業務企画提案公募実施要領

## 1 目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、令和8年度「高校生∞（無限大）チャレンジ（アントレプレナーズチャレンジ及びキャリアデザインコミュニティ）」運營業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである

※令和8年度契約については、県の令和8年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合があります。

## 2 業務内容

別添「高校生∞（無限大）チャレンジ（アントレプレナーズチャレンジ及びキャリアデザインコミュニティ）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 委託費上限額

14,615千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 5 応募資格

業務委託仕様書に定める「高校生∞（無限大）チャレンジ（アントレプレナーズチャレンジ及びキャリアデザインコミュニティ）」事業の委託業務を全て行うことが可能である法人その他の団体であり、次の（1）～（7）のいずれの要件も満たしていることとする。

- （1） 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （3） 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5） 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡条例第59号）に基づく暴力団排除条

- 項の各号のいずれにも該当していないこと。  
(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
(7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。

## 6 スケジュール（予定）

(1) 提案公募開始	3月6日（金）
(2) 提案公募に関する質問受付期限	3月13日（金）15時
(3) 提案公募に関する質問への回答	随時
(4) 提案書の提出期限	3月19日（木）15時
(5) 審査	3月26日（木）
(6) 審査結果通知	3月30日（月）
(7) 候補者との協議	3月31日（火）
(8) 業務委託契約締結	4月1日（水）

## 7 企画提案書類の提出

### (1) 提出書類

別添「企画提案書類作成要領」に基づき、下記①～③の書類を提出する。

- ① 企画提案応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 添付書類

ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 登記簿謄本（原本、発行から3か月以内のもの、なお、法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）

ウ 決算書、事業報告書等の経営の内容が分かる書類（直近決算時点のもの）

エ 応募者の業務概要が分かる書類（パンフレット等）

オ 令和5年4月以降に当該業務に類似した業務の実績がある場合、そのことが分かる資料（業務2件以内）

### (2) 提出期限

令和8年3月19日（木）15時まで（必着）

### (3) 提出（問合せ）先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 6階

福岡県 青少年育成課 育成第一係

TEL：092-643-3615

MAIL：ikusei01@pref.fukuoka.lg.jp

### (4) 提出方法

上記提出先に郵送（簡易書留等、送付履歴が分かる方法）、宅配便又は持参によ

り提出すること。併せて（１）①及び②については電子データも電子メールで提出すること。

※封筒の表に「**企画提案応募書在中**」と朱書きすること。

（５）提出部数

６部（正本１部、副本５部）

※企画提案応募書（様式１）は正本にのみ添付。

## 8 質問の受付

本企画提案公募実施要領及び運營業務委託仕様書の内容等につき質問がある場合は、質問票（様式２）により提出すること。

（１）提出期限 令和８年３月１３日（金）１５時

（２）提出方法 電子メールにより送付

※質問票を提出した旨を併せて電話連絡すること。

（３）提出先 上記７（３）記載のメールアドレスに送付

## 9 質問への回答

質問者を匿名化し、福岡県ホームページに随時公開する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。また、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。

## 10 審査・選定方法

（１）審査方法

①令和８年３月２６日（木）に企画ヒアリングを行う。

②県が別に組織する「高校生∞（無限大）チャレンジ（アントレプレナーズチャレンジ及びキャリアデザインコミュニティ）」運營業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書類の内容を基に総合的に評価する。具体的には、下記（２）の評価項目について採点の上、合計点によって評価し、点数が最も高い者を受託候補者に選定する。

（２）評価項目

評価項目	評価内容	配点
提案事業者	・業務の趣旨をよく理解し、その重要性を認識した事業全体のねらいがあるか。 ・業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。 ・類似した業務の実績があるか。 ・業務実施に必要な人員計画（人数、役割分担）がされているか。 ・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか。	15

事業実施	<p>(1)アントレプレナーズチャレンジ</p> <p>ア 参加者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生の応募促進に効果的な提案か。</li> </ul> <p>イ 採択審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な審査員の人選が見込まれるか。</li> </ul> <p>ウ サポーター・専門家の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択されたチャレンジに対して適切なサポーターの人選が見込まれるか。</li> </ul> <p>エ チャレンジャーの活動管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ実現のためのサポート体制が講じられているか。</li> </ul> <p>(2)キャリアデザインコミュニティ</p> <p>ア コミュニティの運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティの形成・拡大に有効な方策が講じられているか。</li> </ul> <p>イ 定期交流会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生、大学生、社会人の同世代・世代間交流を促進する工夫があるか。</li> </ul> <p>ウ 採択者説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加高校生の理解度向上と意欲喚起に効果的な提案か。</li> </ul> <p>エ 合同研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加高校生の意欲向上と仲間意識醸成に効果的な提案か。</li> </ul> <p>オ オンライン勉強会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の活動に共通して参考となる知識の習得が見込まれる提案か。</li> </ul> <p>カ 中間報告会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生がチャレンジをブラッシュアップできる機会となる効果的な提案か。</li> </ul> <p>キ 成果報告会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集客確保に効果的な提案か。</li> <li>・次年度募集につながる演出等の工夫があるか。</li> </ul> <p>ク 広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体として効果的な広報が行われるか。</li> </ul>	39
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報をはじめとする情報管理が講じられているか。</li> </ul>	3
経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費は妥当であるか。</li> </ul>	3
合計		60

(3) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、受託候補者として選定するか

否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(4) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、委員会においていずれの者を受託候補者とするかを決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月30日（月）を目途に文書で通知する。

## 11 受託候補者選定後の手続き

(1) 契約の締結

県は、受託候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は受託候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、企画提案書類の審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、企画提案者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と受託候補者において協議を行い、最終的な企画を決定するものとする。

(3) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

## 12 その他

- ・企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書の提出後に辞退する場合は、その旨を速やかに、県に連絡するとともに「企画提案参加辞退届（任意様式）」を提出すること。
- ・上記のほか、県が当該業務の遂行に関する書類の提出を求めた場合は、速やかに応じること。